

バーゼル に関する追加Q & A (平成 18 年 12 月 27 日)

< 複数の資産を裏付けとする資産の取扱い >

【関連条項】第 48 条

第 48 条 - Q1 投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)の信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えばいいですか。

(A)

投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)については、原則として、当該資産の裏付けとなる個々の資産を把握し、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を算出する必要があります。その際、個々の銘柄名など、第 48 条に基づき標準的手法採用行が信用リスク・アセットの額を算出するのに必要とする以上の情報を、把握することを必ずしも求めるものではありません。また、当該資産の裏付けとなる個々の資産の把握に際しては、当該資産ごとに一貫性をもって用いることを前提に、決算期末の資産運用報告書等に代えて、決算期末前の直近の資産運用報告書等を参照することも可能とします。

他方、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な場合には、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトのうち最大のものを裏付けとなる個々の資産の把握が困難な部分の額(不明部分の額)に適用することにより、信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。具体的には、例えば以下のような方法が想定されます。

- 1) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産に含まれていないことが確認できる場合には、350%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額が特定可能な場合には、当該証券化エクスポージャーの最大投資可能額を自己資本控除した上で、残余の不明部分の額に 350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。
- 2) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第 247 条第 1 項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び第 249 条第 1 項第 1 号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーが当該裏付けとなり得る資産

に含まれないことが確認できる場合には、150%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第247条第1項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第249条第1項第1号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第247条第1項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第249条第1項第1号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除及び350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

- 3) 裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第247条第1項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャー、第249条第1項第1号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャー及び第6章第2節に定めるリスク・ウェイトが150%とされる資産が当該裏付けとなり得る資産に含まれないことが確認できる場合には、100%のリスク・ウェイトを当該投資信託等の不明部分の額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができます。また、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、第247条第1項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額、第249条第1項第1号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額及び第6章第2節に定めるリスク・ウェイトが150%とされる資産への最大投資可能額がいずれも特定可能な場合には、第247条第1項に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーへの最大投資可能額を自己資本控除した上で、第249条第1項第1号口の表の信用リスク区分「6-4」に該当する証券化エクスポージャーへの最大投資可能額に350%のリスク・ウェイトを乗じて得た額、第6章第2節に定めるリスク・ウェイトが150%とされる資産への最大投資可能額に150%のリスク・ウェイトを乗じて得た額及び残余の不明部分の額に100%のリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額を、当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることも可能です。その際、自己資本控除される証券化エクスポージャーの額、350%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及びリスク・ウェイトが150%とされる資産の額については、当該投資信託等の不明部分の額が上限となります。

なお、裏付けとなる資産の運用に関する基準に基づき当該資産の信用リスク・アセット

の額を算出する際には、標準的手法採用行は当該運用基準が遵守されているかについて、当該投資信託等に対する外部監査や当該投資信託等からの報告その他の方法を通じ、年 1 回以上確認していることが必要です。また、裏付けとなる個々の資産を把握することが困難な場合で、裏付けとなる資産の運用に関する基準等に基づき、裏付けとなり得る資産のリスク・ウェイトを当該投資信託等の額に適用することができないときは、第 247 条第 1 項第 1 号に規定される自己資本控除とされる証券化エクスポージャーが当該裏付けとなる資産に含まれる可能性があることから、当該投資信託等の額を自己資本控除することとなります。

< 投資事業組合等への出資枠の取扱い >

【関連条項】第 78 条

第 78 条 - Q7 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。
--

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第 78 条第 1 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 78 条第 1 項に基づき、未引出額に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が 1 年以内の場合には 20%の掛目を、原契約期間が 1 年超の場合には 50%の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

< 基礎的内部格付手法における投資事業組合等への出資枠の取扱い >

【関連条項】第 167 条

第 167 条 - Q3 基礎的内部格付手法において、事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、基礎的内部格付手法採用行が出資枠から既に出資した額を控除した未引出部分のデフォルト時損失額（EAD）を算出するに際しては、第 157 条第 4 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じることとします。従って、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 157 条第 4 項第 1 号に基づき、未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。また、その他の場合には、75%の掛目を未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。